

↳ 贈与税の配偶者控除

Q : 妻に自宅を贈与しようと思います。特例があるそうですが、どのような内容になっていますか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

婚姻期間（1年未満の端数は切り捨てます）が20年以上である配偶者から、次の居住用不動産等を取得した場合には、贈与財産の価額から基礎控除の110万円のほかに2,000万円（贈与財産の合計額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで）を控除してくれる特例があります。

これを贈与税の配偶者控除といいます。

①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利又は家屋（居住用不動産といいます）で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの

②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合におけるその金銭の額

なお、この取扱いは、同一の配偶者からの贈与について一度しか適用を受けることができません。

